

日本最西端にて広大な海域を管轄し、 観光立国を支えます。

沖縄地区税関は、沖縄県を管轄とする税関で、本関是那覇市に置かれています。管轄の特徴は東西 1,000 km、南北 400 km に及ぶ広い海域で、東京を中心に考えると大阪から東北まですっぽりと入ってしまう大きさです。また、管轄内には国内でも有数のクルーズ船寄港地である那覇港や石垣港、入国者数が全国 6 位（令和元（2019）年時点）の那覇空港などがあります。

沖縄県では各地でクルーズ船を受け入れるためのバースや国際空港施設の整備が進められており、今後も税関行政の需要増加が見込まれています。

令和 3（2021）年の貿易概況は輸出額が 450 億円（主要品目：再輸出品、石油製品、一般機械）、輸入総額が 1,265 億円（主要品目：石炭、天然ガス・製造ガス、原粗油）です。



1 空港旅客検査 2 陸上巡回 3 通関検査 4 監視艇2艇 5 クルーズ船 6 旧本関庁舎 7 合同庁舎 8 コンテナバース

沖縄地区税関のあゆみ

— 沖縄における税関行政の始まり

明治 19（1886）年、西表島の内離（うちばなり）島から石炭の直輸出が認められたことに伴い、長崎税関内離出張所が設置されたのが沖縄における税関の始まりです。その 3 年後、石炭の直輸出が廃止となり、同出張所も閉鎖されることとなります。その後、明治 27（1894）年、那覇港に長崎税関那覇出張所が設置されますが、第 2 次世界大戦を機に、すべての税関業務は海運局に合併されます（沖縄における税関官制の廃止）。終戦後の昭和 25（1950）年、琉球政府による税関移民局の設置で税関機構が再開し、昭和 26（1951）年、琉球税関が発足しました。

— 沖縄地区税関の発足

昭和 47（1972）年、沖縄の本土復帰に伴い、大蔵省の地方支分部局として沖縄地区税関が設立され、那覇空港税関支署、コザ税関支署（のちの沖縄税関支署）、那覇外郵出張所、牧港出張所、西原出張所、平良出張所、コザ税関支署名護出張所、同支署平安座出張所、及び与那国監視署の 2 支署、5 出張所、2 支署出張所、及び 1 監視署でスタートしました。

— 現行体制へ

昭和 50（1975）年、沖縄国際海洋博覧会の事務処理に対応するため、海洋博覧会出張所を設置（翌年、博覧会終了に伴い廃止）、昭和 63（1988）年、沖縄振興開発特別措置法に基づき自由貿易地域那覇地区が設置されたことに伴い自由貿易地域分室（のちの鏡水出張所）が設置、平成 30（2018）年、石垣税関支署石垣空港出張所が設置されるなど、時代と地域のニーズにあわせて機構が新設・改廃されてきました。

現在は、総務部、監視部、業務部及び調査部のほか、沖縄県内各地に税関支署 3 か所（那覇空港、石垣、沖縄）、出張所 5 か所（那覇外郵、鏡水、石垣空港、平良、平安座）及び監視署（与那国）が設置されています。

令和 4（2022）年 5 月 15 日 沖縄地区税関は 発足 50 周年を迎えました！

沖縄地区税関は、昭和 47（1972）年 5 月 15 日、沖縄県の本土復帰と同時に全国 9 番目の税関として設置され、令和 4（2022）年 5 月 15 日に発足 50 周年という大きな節目の日を迎えました。

税関 150 周年記念事業とともに、国民の皆様へ沖縄地区税関がこの 50 年で果たしてきた役割やその足跡をお伝えし、税関の更なるプレゼンス向上を目指しつつ、次の時代もしっかりと税関の 3 つの使命（安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な関税等の徴収、貿易の円滑化）を果たしていきます。



沖縄地区税関の管轄

管轄区域は沖縄県の行政区域内のみであるため、陸地面積は大きくありませんが、海域は東西 1,000 km、南北 400 km と非常に大きく、その中に有人・無人を含めた大小 160 の島々を抱えています。

管轄区域の中には、外国との貿易のために開かれた 4 つの海港（金武中城港、那覇港、石垣港、平良港）、2 つの空港（那覇空港、新石垣空港）があります。
（令和 4（2022）年 4 月現在）